

## 議員報酬検討案

## 1. 議員の報酬月額について

第9回審議会の到達点及び主な意見	問題点(課題)	答申案及び考え方
<p><b>【到達点】</b> 報酬月額:71万円(年収1,180万円)(本庁次長水準) 期末手当:さらなる削減を要請</p> <p><b>【主な意見】</b> ○一般府民の生活水準や年収などから見て、概ね1000万円というのが妥当で、かなりの仕事もできる額である。 ○職員の給与と特別職の報酬とはあまり関係ない。 ○今回の選挙で若い議員が増えており、50歳代の次長と比較すべきではない。 ○知事から諮問された時に、これまでのタブーを破って、あるべき論で議論していただきたいと要請され、議論してきた。</p>	<p>①本庁次長と同等であるという理由がない。 ②値ごろ感で決めるのは、審議会答申として説明責任を果たしていない。 ③知事、副知事と改定の考え方を異にするのは根拠がない。 ④従前の答申と全く異なる根拠をもとに水準決定するには、相当の理屈立てが求められる。</p>	<p><b>【答申案】</b> 報酬月額:75万円(年収1,246万円)</p> <p><b>【考え方】</b> ①民間企業の給与との比較【資料番号2】 人事委員会の民間給与実態調査(H22)における民間企業非役員の支店長水準(740,000~750,000円) ②世帯所得との比較【資料番号3】 国民生活基礎調査(H22)における世帯所得の上位5~10% ③一般職の給与改定及び知事等の調整手当廃止 知事等の調整手当(給料の10%相当)廃止(平成17年度~)に相当する額を現行のカット前報酬月額から減算したのち、知事と同様に、前回改定時からの平成22年度までの一般職員(本庁部長)の給与月額改定率(△10%)を適用 ④他府県との比較 全国都道府県議会議員の正規の議員報酬月額の中で最低水準</p> <p>○上記①から③の考え方により、議員報酬は18万円程度引き下がるが、今年度からの議員年金廃止により掛金負担がなくなることから、激変緩和要素となる</p>

※財政状況を踏まえた更なる減額は、議会として判断

## 2. 議長、副議長の報酬月額について

第9回審議会の到達点及び主な意見	問題点(課題)	答申案及び考え方
<p><b>【到達点】</b> 報酬月額:議長 89万円、副議長 79万円</p> <p><b>【主な意見】</b> 特になし</p>	<p>①二元代表制の一方の長である議長の報酬月額が、知事の部下である副知事の給料(改定案103万円)を下回することは、問題ではないか。(参考) 議員報酬月額を上表の75万円とした場合、議長94万円、副議長83万円。</p> <p>②議長は、ほぼ毎日登庁し、議会各会派や理事者との調整等を行っている。(常勤職員に近い勤務)【資料番号4】</p>	<p><b>【答申案】</b> 報酬月額: 議長 103万円、副議長 89万円</p> <p><b>【考え方】</b> 議長の報酬月額を副知事と同額とし、副議長については、議員と議長の中間の額。</p>